



平成20年5月14日

各 位

会 社 名 **椿本興業株式会社**
代表者名 取締役社長 椿本哲也
(コード番号 8052 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員 宮崎 捷
(TEL. 06-4795-8806)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月14日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催予定の当社第105回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主の皆さまへのサービスの拡充の観点から、会社法第194条に定める単元未満株式を買増しして単元株式にすることができる制度を導入いたしたく、定款第10条の単元未満株式を有する株主の権利の項目を追加し、第11条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。
- (2) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げ、変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成20年6月27日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成20年6月27日(金曜日)

以 上

【別 紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 10 条 (单元未満株式を有する株主の権利) 当会社の单元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。) は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新 設)</p> <p>第 11 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 31 条 (議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② 本定款第 27 条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第 32 条～第 50 条 (条文省略)</p>	<p>第 10 条 (单元未満株式を有する株主の権利) 当会社の单元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。) は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>第 11 条 (单元未満株式の買増し)</u> <u>当会社の单元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。) は株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第 12 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 32 条 (議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② 本定款第 28 条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第 33 条～第 51 条 (現行どおり)</p>